

第 2 号 (令和 2 年 7 月 1 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和2年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和2年7月1日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年7月1日午前 9時57分 議長 西島寛道

閉会 令和2年7月1日午前10時46分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

7番	丸山	久志	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	島田 智雄
-----	-------	-------	-------

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
税 務 課 長 乾 浩朗
高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝

教 育 長 松田 定
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
住 民 福 祉 課 長 野崎 裕美

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和2年7月1日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第26号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第27号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第28号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第29号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第31号 令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第7 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第8 令和元年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書、並びに令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第9 議員派遣の件
- 第10 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから、令和2年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会
議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、丸山久志
議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

次に、日程第2、議案第26号、井手町税条例の一部を改正する条例制定
の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、議案第26号、井手町税条例の一部を改
正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正
を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例
の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

附則第10条、読替規定の規定であります。前回、報告第1号にて専決処
分いたしました井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件の内容を改め
るものでありますので、例規ページ数は記載しておりません。改正する内容
につきましては、「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「第6
1条又は第62条を」、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次
に「第61条若しくは第62条」を加えるものでありまして、地方税法の改
正に伴い、引用する条文を追加する条文の整備であります。

次に、附則第10条の2、法附則15条第2項第1号等の条例で定める割
合の規定であります。先ほどの附則第10条と同様に、前回、専決処分いた

しました内容を改めるものでありますので、例規ページ数は記載しておりません。改正する内容につきましては、今回、新たに第27項を追加するものでありまして、法改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置の規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数1835ページ、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定でありまして、法改正に伴い、軽自動車税における環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長するものであります。

次のページをお開きください。

次に、今回、新たに附則第24条に、「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等」の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、本特例に係る申請書等の訂正期間について、本条例第9条第7項に定める期間の規定を準用すると定めるものであります。

次のページをお開きください。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)であります。附則第10条、読替規定及び次の附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定につきましては、先ほどの第1条関係にて改正いたしました内容を改めるものでありますので、例規ページ数は記載しておりません。改正する内容につきましては、法改正に伴い、附則第10条及び附則第10条の2第27項中の引用条文を繰り下げる条文の整備であります。

次に、今回、新たに附則第25条に「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症による影響によりイベント等が中止となったことなどで、そのイベント等における入場料金等の払戻し請求権を放棄した場合には、寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用する規定を定めるものであります。

次のページをお開きください。

次に、今回、新たに附則第26条に「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅建設の遅延等により入居が遅れた場合には、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年延長し、令和16年度分まで延長する規定を定めるものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田です。

まず、3ページ目です。第24条で新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例に関する手続ということで、ほかの手続にも関わるんですけど、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予というのは、具体的にどういう証明が必要とか、これは期間の訂正やけれども、徴収猶予を受ける場合に会社の方が業績が悪化したとか、非正規の方が雇い止めになったとかいう場合に、新型コロナのためなのかどうかというのはどうやって判断をするんでしょうか。本人がそう申し出ればいいのか、会社の方から何か、これはそういうためにしたんですという、業績が悪化したんですみたいな証明が要るとか言われてもなかなか出せないと思うんですが、それはどういうふうに運用しているのか。具体的に、既に徴収猶予等の申出があったのか、どんな具体例があるかをお聞きしたいと思います。

それと、4ページ目の寄附金税額控除の特例の方ですが、法律に規定した指定行事で、かつ町長が指定するものの中止とか延期というようなことですがけれども、具体的に法律ではどんな行事が指定されているのか、その中から町長が指定するという場合、法律とは違うものを指定するというか、井手町ではこれは関わらへんから指定しないというようなことがあるのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の関係についてですけども、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で納税ができる状態にないとい

うその状況を示してもらおうというものについてですが、特段その手続においては、会社の方からそういった状況になっているという証明が必要ということではなくて、あくまで個々の納税者の状況ということを踏まえて判断する必要がありますので、申請があった際には、そういった納税者の方からの状況を聞き取りさせていただいて、コロナの影響で事業収益が下がったとか、収入が下がったという状況が一定認められたら、その申請は受け付けるという形になっていますので、特段、会社であるとか、そういったところからの証明を必要としているものではございません。

今、申出のそういった件数があつたのかというお話ですけども、税務課所管分で申しますと、6月30日時点では5件申請がありまして、それを受理しているところでありまして、現在、その審査を行っているという状況であります。

それと、新型コロナウイルスの感染症に係る寄附金税額控除の特例の関係ですけども、今回、法改正によりまして、規定の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関連して政府の自粛要請を踏まえて、令和2年2月1日から令和3年1月1日までに開催が予定されていた文化・芸術・スポーツイベントのうち、文部科学大臣が寄附金税額控除の対象として指定したイベント等が中止された場合において、チケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることに対して辞退した場合は、その辞退した金額のうち20万円の金額について個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものとされたこととあります。指定した行事といいますのは、今申し上げたとおり、そのイベントが文部科学大臣の方で寄附金税額控除の対象として認定すべきかどうかということ指定されますので、本町としてはその法律の今回定められた趣旨等を考慮いたしまして、それと同様の行事を文部科学大臣が指定された行事を対象行事として控除の対象というふうにしていくこととしております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって討論を終わります。

これから、議案第26号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第27号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、議案第27号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。前回、報告第2号にて専決処分いたしました井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件の内容を改めるものでありますので、例規ページ数は記載しておりません。改正する内容につきましては、附則第16項の規定に第61条を追加するものでありまして、地方税法の改正に伴い、引用条文を追加する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）であります。同じく、附則第16項の規定を改正するものでありまして、先ほどの第1条関係にて改正いたしました内容を改めるものであります。改正する内容につきましては、本項の規定中「第61条」を「第63条」に改めるものでありまして、法改正に伴い、引用条文を繰り下げる条文の整備であります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は公布の日から施行する。
ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第27号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第28号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美）　それでは、議案第28号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、デジタル手続法の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードが廃止されたため、本町においても所要の改正を行うものです。

それでは、2 ページの新旧対照表をご参照ください。井手町手数料徴収条

例の一部を改正する条例新旧対照表であります。なお、これにつきましては、令和2年5月25日に通知カードが廃止されたため改正するものです。

例規ページ数2133ページ、第2条、種類及び金額の規定であります。第1項第13条、「通知カードの再交付手数料1件につき500円」を削り、第14号を第13号とし、第15号から第35号までの1号ずつ繰り上げるものです。

次に、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　2ページ目の新旧対照表で、通知カードの再交付手数料が削られるということですが、通知カードを廃止することになったという説明がありましたが、なぜこの通知カードが廃止になるのか。今後、その通知カードは、これまで同様に自分のマイナンバーを証明する書類として使えるのかどうか、かつ、住所が変わったりしたら今後、どのような手続が必要なのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美）　今回の改正につきましては、通知カード転居時等における記載事項の変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担となっており見直しを求める要望があったことや、社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に催していく観点から行われるものです。

マイナンバーは変更をした場合使えるかということですが、変更した場合については使用できないこととなります。その場合につきましては、通知カードの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を上げていただくこととなります。住所等が変わった場合については、今後はマイナンバーを申請していただく形になります。もしくは、住民票を上げていただいたり、住民記載

事項証明書を上げていただいて使用していただくこととなります。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今、おっしゃったみたいに、デジタル化を進めるためと国は言っているんですが、すなわちマイナンバーカードという通知カードではなくて、マイナンバーカードを普及したいがために、これ、廃止しようということなんですよ。再交付はできないわけですよ、廃止になるから。そやけども、私たちのマイナンバーが決まったときに、国民一人一人、一つずつ番号を付与されて、それは通知が来ましたね。その通知カードについては、みんな持っているわけですよ。紛失したとかいう人もあるけど、今持っている。その通知カードは今後、使えないのかということを知っているんです。通知カードは再交付はできなくなるわけでしょう。新たな発行はできなくなりますよ。だけど、今持っている通知カードに自分のマイナンバーが書いてあるわけで、あなたのマイナンバーを書きなさいと言われたときに、それを証明する書類としては引き続き使えるでしょう。その代わりに、自分の本人確認書類も併せて出さなあかんけど、今持っている通知カードそのものが無効になるわけではありませんねということを確認しているんです。国は、マイナンバーカードを普及したいがためにいろいろ言いますが、結局、普及してないのは、みんなが別に便利じゃないから普及してないんですけど。マイナンバーカードの普及率、今、井手町ではどのくらいですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） 通知カードの表面記載事項が住民票に記載されている事項と一致されている場合については、マイナンバーを証明する書類として証明することができます。

マイナンバーの交付枚数になりますが、6月1日現在につきまして765枚、総務省のホームページによりますと、10.2%というふうになっております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 反対の立場で討論します。

国の法律によって通知カードが廃止をされるので再交付できない、すなわち手数料も定める必要がなくなりますので、そういう事務的な意味ではやむを得ない改正だとは思いますが、しかし、その狙いがマイナンバーカードを国民に行き渡らせるという狙いであると。今回、さらにマイナンバーカードには、運転免許証の機能まで持たせようというような案が浮上しております。こうなると、常時、マイナンバー、貴重な個人情報を記載したものを持ち歩かないといけないとか、非常な危険性がまたさらに個人情報の漏えいについて懸念がされます。

また今回、国の特別定額給付金の支給に当たって、マイナンバーカードがあれば便利だというふうに宣伝をされたわけですが、結局は逆の事態となって、マイナンバーカードを使って電子申請をした方が自治体に混乱をもたらしたり、給付が遅れたりするというような事態になっています。国民にとっては、利便性が高まるというより、国による国民の管理に使われるという目的の方がやはり国にとっては重要であるということで、それを進めようとしている内容であると思いますので、反対いたします。

議長(西島寛道) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これですべての討論を終ります。

これから、議案第28号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第29号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一

部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第29号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、関係条文等の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、2ページを御覧ください。井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3728ページ、第5条、補償基礎額の規定でありまして、同条第2項第1号中「診断により疾病の発生が確定した日」の次に、「以下「事故発生日」という。」を加え、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同項第3号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでありまして、条文の整備及び補償基礎額の改正であります。

では、次ページを御覧ください。

例規ページ数3740、附則第3条の4、障害補償年金前払一時金の規定でありまして、同条第5項第2号及び同条第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める条文の整備であります。

では、次ページ、例規ページ数3741ページ、附則の第4条、遺族補償年金前払一時金の規定でありまして、同条第7項第2号及び同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める条文の整備であります。

次ページ、5ページを御覧ください。

例規ページ数3770ページ、別表補償基礎額表を改めるものであります。

続きまして、次に、別表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若し

くは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める条文の整備であります。

1 ページを御覧ください。中ほど下の方です。附則でございます。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、経過措置の規定でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 消防団員の方の公務災害の規定ですけれども、疾病として挙げられているものの中に、新型コロナウイルス感染症も、もちろん含まれるというふうに理解してよいのか。それが何か法律の改正等で、はっきりと示されているようなことがあるのかどうか伺います。

それと、消防団の方が新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために、様々な今後の活動については今まで以上に配慮等をしてもらわなければ、対策を取ってもらわなければならないと思うんですが、消防団の方へのマスクや消毒液や体温計や防護具等の支給というものは今どうなっているのでしょうか。

この間の本会議のときに、ハザードマップの配布はどうなっていますかということをお聞きすると、6月22日現在で、今日、配布しますというような答弁がありまして、各家庭に配られていると思うんですが、そのハザードマップは新型コロナウイルスの感染症が拡大する以前から作成してきたものであって、コロナのコの字も書いてないというハザードマップで、避難するときの基準として一番に住民の方が聞かれるのは、熱があったらどうするんですか、熱があってコロナかもしれないとかいう疑いがあったときに、避難所へそのまま行っていいんですかと。このままやと、避難所を開設すると、そういう方から電話が殺到するというようなことが考えられると思うんです。ハザードマップを配ったばかりですけれども、新型コロナの疑いがある場合にはこういうふうに避難行動をとってくださいということ、改めて分かりやすく住民の方に増補版等も使ってご案内しないと、その場で避難所の運営

に当たる職員にとっても、また、避難誘導等をされる消防団の方にとっても、非常に怖いということになりかねませんので、消防団の公務災害等起こらないようにするためにも、どのような避難所への誘導を考えておられるか。ホームページに運営マニュアルを載せてますというだけではあかんと思いますが、緊急やと思いますけれども何か考えておられますか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防団員の公務災害の関係でございますけれども、一応、新型コロナで、事象による、ケースによるとは思いますが、もちろん審査がございますので、公務災というふうなことであれば該当があると考えております。

それと、消防団員のおっしゃられました今現在のコロナ対策でございますけれども、現在、各支部には、まずマスクは配布をさせていただいております。それと、消防団の方にもこの前役員会を開催いただきまして、もし災害、雨が降って公民館に待機するような事象が起きた場合には、支部の役員以外は全て自宅で待機、かつそこで自分の体調管理は事前にしておくということ。それと、あと、出勤いただく支部長等、公民館に詰める支部役員についても、もちろん体調管理は確実にさせていただくんですけれども、今現在、公民館にも非接触型体温計を各区配布しておりますので、そちらでご利用いただくようにということで話しております。それと、本部に詰めていただく消防団幹部の皆さんについても、その辺の体調管理をした上でお越しいただく。もちろん役場、私どもの総務課にも非接触型体温計がございますので、そちらを利用していただいて、そういう疑いがないかどうかということを払拭して業務に当たるということで考えております。

それと、あと、防護服等につきましては、現在のところどれほどの必要があるかということにもありますので、それについては今のところは、消防団員に対してはお渡しはさせていただいておりません。

次に、ハザードマップの件でございますけれども、こちらにつきましては、木津川と井手町内の府4河川についての浸水想定区域が新たに示されたものでありますので、去年の補正予算、12月に出させていただいて作成して、それで今回、配布に至ったということでございまして、コロナウイルスの関

係については確かに何も反映はしておりませんが、今おっしゃっていただきましたように、今現在、マニュアルなりをつくってホームページには上げております。ただ、そういう体調に懸念のある方については、もちろんいざというときでございますので、非接触型体温計を避難所に用意したり、一応、そういうふうなことで対応せないかん。そやし、熱があっても浸水があるのに逃げてきたらあかんということはいけませんので、その辺は迅速に、やはり必要とあれば保健所なりとも連携しながら、必要に応じて対策をさせていただくということになろうかと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 避難のやり方ですけど、だから、運営マニュアルを見たら、私もざっとしか見てませんけど、避難者の方がお越しになった時点で受付で検温等をするというふうになっているわけですね。その前に電話が殺到するんじゃないかと。行っていいんですかというようなことは、それを私は心配をされていて、来てもらわなあかんということはホームページには書いてあるけども、配ったばかりのハザードマップには書いてないわけですよ。避難所はここですよと書いてあって、こういうふうに避難しましょう。持ち物のところにも、これ、持ってきてくださいということにもマスクとは書いてないしね。だから、それはやっぱりもう少し補うものを、ホームページでマニュアル公開するだけじゃなくて、「広報いで」はもちろん今後、記載されると思いますけど、改めてこれは、コロナの場合、疑われる場合でも来てください、そのときには対策をして、別室なりパーテーションなんかももちろん、だから要ると思うんですけども、区別して対応しますよ、安心して来てくださいということと言わないと、熱あっても行っていいんやろかと絶対に電話がかかってきますよ。そんななったら非常事態やのに、余計混乱するじゃないですか。だから、それはわかりやすく改めてお知らせするものを、この雨季ですから、緊急に出さないといけないんじゃないですかということ言っているんです。ご検討をお願いします。要望します。

以上。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって討論を終わります。

これから、議案第29号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第31号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）　それでは、議案第31号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの介護保険料を軽減するため、所要額の補正を行うものであります。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、今回512万4,000円を減額し、計1億6,292万7,000円、現年度分特別徴収保険料の444万3,000円の減、現年度分普通徴収保

険料の68万1,000円の減であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、今回512万4,000円を追加し、計1,225万5,000円、現年度分の512万4,000円であります。

次の6ページを御覧ください。

歳出であります。2款保険給付費、1項保険給付費、1目介護サービス等諸費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の444万3,000円の減、一般財源の444万3,000円であります。2目介護予防サービス等諸費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の68万1,000円の減、一般財源の68万1,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　5ページですけども、歳入の方で、第1号被保険者の保険料が512万4,000円軽減になるわけですけど、第1段階から第3段階それぞれ人数とそれぞれの影響額をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

こちらの減額の対象者につきましてのご質問と軽減額の影響額になるんですが、こちら第1段階は623人で、金額にして803万6,700円、第2段階は、235人で378万9,375円、第3段階は、133人で42万8,925円、合計対象となる方は、991人で1,225万5,000円を見込んでいるところがございます。これは当初予算で既に713万1,000円を計上しておりましたので、その分を除いた差額でこちらの512万4,000円となっているところがございます。

以上です。

議長（西島寛道）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第31号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩　午前10時40分

再開　午前10時41分

議長（西島寛道）　　休憩前に引き続き、再開します。

ただいま配布しましたとおり、選挙管理委員には、京都府綴喜郡井手町、奥田英夫氏、満74歳、京都府綴喜郡井手町、菱本忠雄氏、満70歳、京都府綴喜郡井手町、横田好美氏、満65歳、京都府綴喜郡井手町、西田夢路氏、満71歳、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、奥田英夫氏、菱本忠雄氏、横田好美氏、西田夢路氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、京都府綴喜郡井手町、栗田善嗣氏、満71歳、第2順位、京都府綴喜郡井手町、小川京子氏、満63歳、第3順位、京都府綴喜郡井手町、今西憲司氏、満68歳、第4順位、京都府綴喜郡井手町、八幡朋子氏、満68歳、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位、栗田善嗣氏、第2順位、小川京子氏、第3順位、今西憲司氏、第4順位、八幡朋子氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、日程第8、令和元年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書、並びに令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、令和元年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和元年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画であります。公有地取得事業、井手町分はございません。

次に、下の方、公有地売却予定、こちらにつきましても井手町分はございません。

次に、もう1冊の方、令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告

書につきましてご説明申し上げます。

2 ページを御覧ください。

令和2年度城南土地開発公社事業計画であります。公有地取得事業につきまして、井手町分はございません。

次に、下の方、公有地売却予定、こちらにつきまして井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で日程第8を終わります。

次に、日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第10、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和2年6月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時46分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 丸 山 久 志

署名議員 木 村 武 壽